

常総市公衆無線LAN利用規程

(趣旨)

第1条 この告示は、通信端末機器の普及に伴い、これを有して公共施設を訪れる市民等によるインターネットの活用への利便を図るため、市が整備する公衆無線LANの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆無線LAN 電波で電子情報の送受信を行う構内の通信網であって、不特定の者が通信端末機器を接続して利用することができるものをいう。
- (2) 通信端末機器 公衆無線LANを利用することができる通信機能を有するパーソナルコンピュータその他の端末機器をいう。

(利用の場所及び時間)

第3条 公衆無線LANを利用することができる場所は、別表に掲げる公共施設に応じて同表に定める利用場所とし、その利用時間は、当該公共施設の開所時間内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用の対象者)

第4条 公衆無線LANを利用することができる者は、別表に掲げる公共施設を訪れる個人に限るものとし、法人その他団体による組織的な利用は、これを認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の方法)

第5条 公衆無線LANを利用しようとする者は、あらかじめ、通信端末機器（当該通信端末機器の使用に必要な電源、情報の送受信に必要な電子プログラム等を含む。）を持参するものとする。

- 2 公衆無線LANへの接続に必要な通信端末機器の設定は、これを利用しようとする者が行うものとする。
- 3 公衆無線LANを利用しようとする者は、この告示の規定に同意し、及び遵守するものとする。

(利用料)

第6条 公衆無線LANの利用料は、無料とする。ただし、通信端末機器の通信に要する費用、インターネットの閲覧又はその提供するサービスに要する費用

その他公衆無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）が行う情報の送受信に伴って生じる費用は、その利用者が負担しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、公衆無線LANの利用において、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他電気通信回線の使用に係る法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、公衆無線LANに接続した通信端末機器の使用において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者又は市に不利益若しくは損害を与え、若しくは与えるおそれのある行為

(2) 誹謗中傷する行為

(3) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(4) 犯罪を誘発し、若しくは刑罰法令に抵触し、又はそのおそれのある行為

(5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令の規定により禁止される選挙運動

(6) 性風俗、宗教又は政治に関する活動

(7) 通信端末機器その他コンピュータの正常な機能を意図的に阻害する不正な電子プログラム（以下「不正プログラム」という。）を送受信し、又は使用する行為

(8) 自己又は他人の営業について広告又は宣伝を行うため、特定又は不特定の多数に大量の電子メールを送信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と認める行為

3 前項各号に掲げる行為によって、市、当該行為を行った者又は第三者に損害が生じた場合は、当該行為を行った者がその全ての法的な責任を負うものとする。その者が公衆無線LANの利用を終えた後であっても、同様とする。

（閲覧の制限）

第8条 市長は、公衆無線LANの利用において、インターネットにより提供される情報のうち、次に掲げるものの閲覧を制限することができる。

(1) 社会通念上有害と認められる情報

(2) 不正プログラム（その対策に係るものを除く。）に関する情報

(3) 金融取引に関する情報

- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共施設における通信端末機器の使用について、市長が不適切と認める情報
(利用の停止)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定に違反した者に係る公衆無線LANの利用を停止することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に周知することなく、公衆無線LANの利用を停止することができる。

- (1) 公衆無線LANの設備の保守点検又は工事を行う場合
(2) 地震、火災、停電その他不測の事態により公衆無線LANの運用が困難となった場合
(3) 公衆無線LANの設備の故障、通信障害等が生じた場合
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公衆無線LANの利用を一時的に停止することが必要と認める場合
(履歴の記録等)

第10条 市長は、次に掲げる目的を限度として、利用者及びその使用する通信端末機器を識別するための固有の記号番号並びに当該利用者の公衆無線LANの利用に係る履歴を記録し、これを利用することができる。

- (1) 利用者の数、利用の時間帯その他公衆無線LANの利用状況に係る調査のため
(2) 前条第1項の規定による不正な利用者に対する公衆無線LANの利用の停止のため
(免責)

第11条 市は、公衆無線LANの利用によって利用者が得た情報に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わない。

2 市は、公衆無線LANの利用において、次に掲げる事由によって生じた利用者の損害について、一切の責任を負わない。

- (1) 情報の送受信におけるその遅延、破損、消失、改ざん、漏えい、窃取等
(2) 不正プログラムの受信
(3) 第7条第2項各号に掲げる禁止行為の違反
(4) 第8条の規定による閲覧の制限
(5) 第9条第1項又は第2項の規定による利用の停止

3 市は、公衆無線LANの利用において、利用者与其他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わない。

(告示の改正)

第12条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この告示を改正することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公共施設名	利用場所
常総市役所本庁舎	1階及び2階
常総市役所議会棟	1階及び2階
常総市役所石下庁舎	1階

備考 本表に定める利用場所であっても、電波の伝搬状況によって公衆無線LANを利用することができない場合がある。